

発委第 1 号

新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を求める意見書

上記の意見書を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 7 項及び八雲町議会会議規則（平成 17 年八雲町議会規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 5 月 14 日

提 出 者

議会運営委員会委員長 千 葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界各地に急速に拡大し、多くの感染者が発生しており、日本国内においても令和2年4月16日改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されるなど憂慮される事態となっている。

その後においても全国各地で感染者数が増加し続け、感染症指定医療機関の入院病床数も限界に達し、最近では病院や介護施設による感染者クラスターが多発するなど、事態は一層深刻化しており、医療崩壊を防ぐため様々な対策を講じなければならない状況となっている。

国においては、国民の生命と健康を守るため、全国での感染予防対策を実施するとともに、当該宣言が実効性のあるものにする必要がある。

また、地方公共団体においても、緊急の経済対策を行うものであるが、収束の見通しが立たない状況において、長期化が予想され、これに続く第2弾、第3弾の対策を今後検討していかなければならない。

このため、八雲町議会として、国に対し、下記事項について、早期に対応を図るよう強く要望する。

記

- 1 地方創生臨時交付金の増額を図ること
- 2 新薬研究、実用化に向けて、国をあげて支援し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努めるとともに、安心な医療体制を構築すること
- 3 感染の防止や医療提供に必要となる医療物資の不足により医療崩壊が起こらないよう、国の責任において速やかに医療物資の調達を進め、検査を拡充し、安心して医療を提供できる体制を整備すること。また、患者受入れの医療機関に対し、最大限の支援を行うとともに、全国の医療従事者が感染、疲弊しないようその家族も含め必要な支援を行うこと
- 4 外出自粛の要請であっても、飲食店をはじめ事業者に多大な影響が生じることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法等を改正し、国の責任のもと事業者への損失補償を行うとともに、感染拡大で影響を受ける観光・宿泊・飲食等の事業者に対する救済的な措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月14日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

【提出先】

内閣総理大臣
総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

内閣官房長官